

【緊急！】消費者トラブル注意報 第92号

排水管の点検や洗浄の勧誘にご注意ください

「無料点検後に高額な洗浄の勧誘を受けた」「格安のチラシを見て、排水管の洗浄を依頼したところ、高額な費用を請求された」などの相談が寄せられています。

□相談事例

- 突然訪問してきた業者から、「排水管を無料で点検する」と言われ了承した。
「排水設備が老朽化しており、このままでは家が傷んでしまう。全部交換した方がいい」と言われ、20万円の契約を結んでしまった。
- 「排水管の高圧洗浄3千円」というチラシを見て、電話で業者に依頼した。来訪した業者から渡された見積書は2万円を超えていたが、自ら依頼したため、仕方なく契約した。後でチラシをよく見ると小さな文字で「1か所あたり」と書いてあった。
- ひとり住まいの高齢の母が、チラシを見て排水管の高圧洗浄を業者に依頼した。頼んでいない箇所まで勝手に作業し、4万6千円を請求された。

□消費者へのアドバイス

- ①「無料で点検する」等と勧誘してくる事業者には安易に応じないようにしましょう。
- ②チラシに表示されている料金の条件や内容は慎重に確認しましょう。
- ③事業者の説明をうのみにせず、必要のない契約はきっぱり断りましょう。

お困りの際には、県や市町村の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。

■熊本県消費生活センター 相談電話 096-383-0999

(相談受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

■最寄りの警察署または警察安全相談電話 #9110

(相談受付時間：24時間)